

名古屋市告示第34号

地域農業経営基盤強化促進計画の案について

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更しますので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、地域計画の案を縦覧に供します。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和 8年 1月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 地域計画の案の縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間

令和 8年 1月28日から同年 2月10日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課